

(1-1) 中小企業向け賃上げ促進税制 (所得税・法人税・法人住民税)

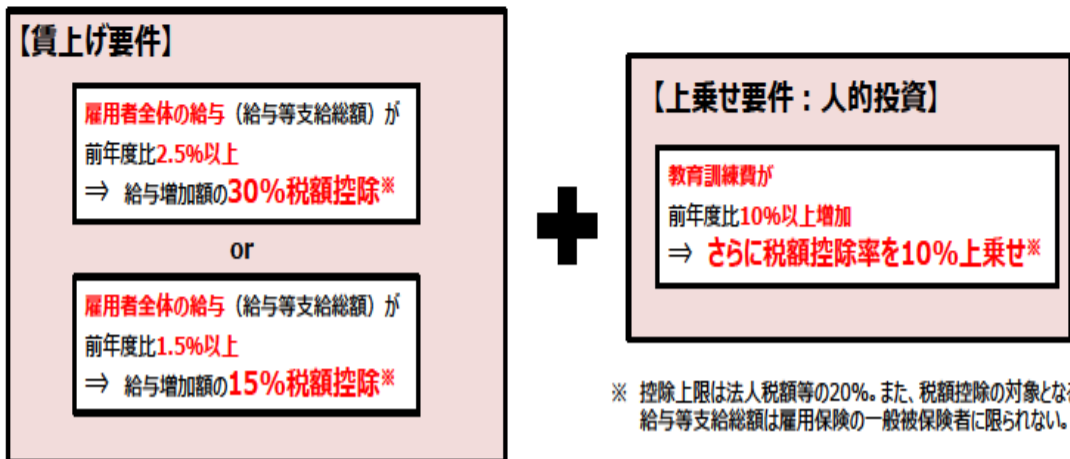
見直し・延長

- 「成長と分配の好循環」に向けて、**中小企業全体として雇用を確保しつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す**ことが必要。
- **一人一人の賃上げや雇用の確保**により給与総額を増加させる中小企業を支援。特に、**より大幅な賃上げや人的投資**を行う企業については、**大胆な税額控除**を適用。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】

- ✓ **雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除。また、前年度比2.5%以上増加した場合には、30%の税額控除。**
- ✓ さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乗せとなり、**最大40%の税額控除。**



6

※賃上げ要件について「OR」になっていることに十分留意してください。「AND」要件ではありません。

①

- ・雇用者給与等支給額の
- ・比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が**2.5%以上**である場合
- ・税額控除率に**15%**を加算します。→(A)

②

- ・教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が**10%以上**である場合、
- ・税額控除率に**10%**を加算します。→(B)

↓

→(A)と →(B)は「かつ」ではなく「又は」に改正されました。※上掲図表及びコメント参照のこと。

(注) 上記(1)の(注4)は、上記においても同様です。

※

(注4)

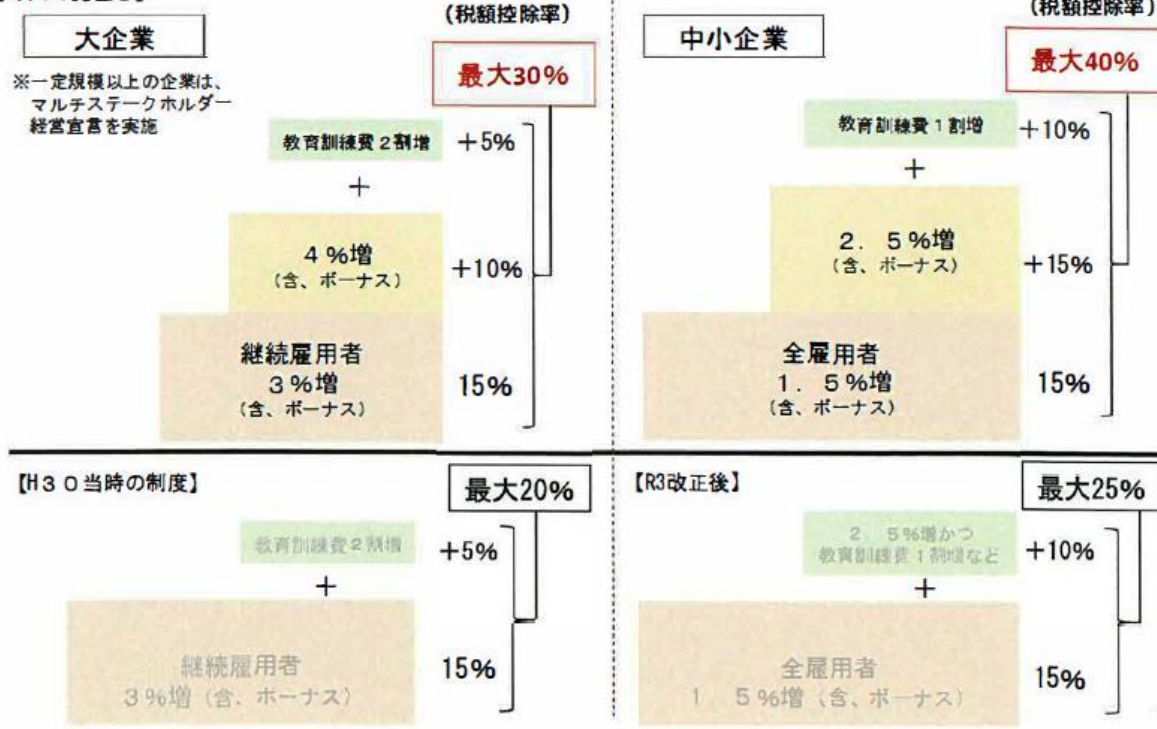
- ・教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合
- ・教育訓練費の明細を記載した書類の保存(現行:確定申告書等への添付)をしなければならぬこととします。

これまでの賃上げ税制等の概要

	制度の概要		一人当たり賃金の 引上げに着目	コロナ禍で雇用 確保を重視									
大企業向け (人材確保等促進税制)	【適用要件】 ・ 新規雇用の給与総額 : 対前年度比2%以上増	<table border="1"> <tr> <th>H25</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>・ 給与総額 24年度比増</td> <td></td> <td>継続雇用の 給与総額 前年度比3%増</td> </tr> <tr> <td>・ 平均給与 前年度以上増</td> <td>・ 平均給与 前年度比2%増</td> <td></td> </tr> </table>	H25	H29	H30	・ 給与総額 24年度比増		継続雇用の 給与総額 前年度比3%増	・ 平均給与 前年度以上増	・ 平均給与 前年度比2%増			
	H25	H29	H30										
・ 給与総額 24年度比増		継続雇用の 給与総額 前年度比3%増											
・ 平均給与 前年度以上増	・ 平均給与 前年度比2%増												
【税額控除】 ・ 新規雇用の給与総額の 15%の税額控除			一時金を含む	当期と前期で 毎月給与の 支給がある雇員者									
	(注1) 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.2倍以上である場合には、 控除率を5%上乘せ(→合計20%) (注2) 雇員者全体の給与総額の対前年度増加額を上限												
中小企業向け (所得拡大促進税制)	【適用要件】 ・ 雇員者全体の給与総額 : 対前年度比1.5%以上増	<table border="1"> <tr> <th>H25</th> <th>H30</th> <th>R3(現行)</th> </tr> <tr> <td>・ 給与総額 24年度比増 ・ 平均給与 前年度以上増</td> <td>継続雇用の 給与総額 前年度比1.5%増</td> <td>給与総額 前年度比1.5%増</td> </tr> </table>	H25	H30	R3(現行)	・ 給与総額 24年度比増 ・ 平均給与 前年度以上増	継続雇用の 給与総額 前年度比1.5%増	給与総額 前年度比1.5%増					
	H25	H30	R3(現行)										
・ 給与総額 24年度比増 ・ 平均給与 前年度以上増	継続雇用の 給与総額 前年度比1.5%増	給与総額 前年度比1.5%増											
【税額控除】 ・ 雇員者全体の給与総額の 対前年度増加額の15%の税額控除			一時金を含む	当期と前期で 毎月給与の 支給がある雇員者									
	(注1) 雇員者全体の給与総額の対前年度比が2.5%以上増であり、 かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乘せ(→合計25%) (注2) 教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件 ① 当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.1倍以上 ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明												

賃上げ促進税制について (案)

【今回の見直し】



※教育訓練費に係る税額控除の上乗せ措置の適用について



改正前：教育訓練費の明細を記載した書類の確定申告書への添付要件

改正後：保存義務要件

※上乗せ要件について「経営力向上計画の認定に係る要件」がありません。

※所得拡大促進税制の適用要件を満たさない場合



下記が適用されるかチェックが必要です。

「継続雇用者に対する給与等が増加要件を満たしている場合」



「給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度」の適用可能か？

(参考) 租税特別措置の不適用措置の見直しについて

- 本措置は、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも特に消極的な大企業に対し、研究開発税制などの一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置。

現行制度	今回の改正部分
<p>■適用対象：資本金1億円超の大企業</p> <p>■措置内容：以下3つの要件「全て」に該当する場合、その法人には一部の租税特別措置の税額控除を適用しない。</p> <p>① 所得金額が前年度の所得金額を上回ること</p> <p>② 継続雇用者給与等支給総額が、前年度以下であること</p> <p>③ 国内設備投資額が、当期の減価償却費の総額の3割以下に留まること</p>	<p>左の②の要件について、</p> <p>資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業で、前年度に黒字の企業については、</p> <p>「継続雇用者給与等支給総額が、前年度から1%（R4年度は0.5%）以上増加していないこと」に見直し</p>

対象となる租税特別措置

研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制

4 その他

(1) 修正申告書等の記載事項の整備 (大綱 P88~)

修正申告書等の記載事項の整備 (案)

【現行】

- 修正申告書及び更正請求書には、以下の事項を記載しなければならない。
 - (1) 修正申告前及び更正の請求前の課税標準・税額
 - (2) 修正申告後及び更正の請求後の課税標準・税額

【見直し案】

- ワンスオンリーの原則 (注1) を徹底する観点から、当初申告等により税務当局が既に保有している上記(1)の修正申告前及び更正の請求前の課税標準 (注2) については、記載を不要とする。
 なお、最終的な納付税額 (還付税額) を算出する過程において必要な情報 (上記(1)の修正申告前及び更正の請求前の税額) については、引き続き記載を求めるとする (令和4年12月31日以後に課税期間が終了する国税等に係る修正申告書又は更正請求書について適用)。
 (注1) ワンスオンリーの原則とは、「行政機関等に提供された情報について・・・同一の内容の情報の提供を要しないものとする」デジタル手続法に定められた基本原則をいう。
 (注2) 具体的には、修正申告前及び更正の請求前の①課税標準、②課税標準から控除する金額、③純損失等の金額及び④源泉徴収税額等の記載を不要とする。

【申告書改訂のイメージ (所得税の修正申告書の例)】

現行の取扱い : 別表 (第5表) に修正申告前・更正の請求前の課税標準・税額を記載
 改訂のイメージ : 修正申告前・更正の請求前の課税標準 ⇒ 記載不要
 修正申告前・更正の請求前の税額 ⇒ 申告書 (第1表) に記載

The diagram illustrates the proposed changes to tax reporting. On the left, a screenshot of the current tax form shows 'Table 5' (別表(第5表)) where pre-correction and pre-amendment tax standards and amounts are reported. A red box highlights this section with the text '別表(第5表)は廃止' (Table 5 is abolished). On the right, a screenshot of the proposed form shows 'Table 1' (申告書(第1表)) where the same information is now reported. A red box highlights this section with the text '申告書(第1表)に統合' (Integrated into Table 1). A red box in the middle of the proposed form indicates '記載不要化' (Elimination of reporting requirement) for the pre-correction and pre-amendment tax standards. A blue arrow points from the current form's Table 5 to the proposed form's Table 1, indicating the transition of data.

・修正申告書

及び

・更正請求書の記載事項から、

・その申告前又はその請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外するほか、所要の整備を行います。

(注) 上記の改正は、令和4年12月31日以後に課税期間が終了する国税 (課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税) に係る修正申告書又は更正請求書について適用します。

(2) 個人番号カードを利用した e-Tax の利便性の向上

- ・ あらかじめ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置（国税庁長官が定めるものに限り、）が行われた場合には、
- ・ 個人番号カードを用いて電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等を行う際に、識別符号及び暗証符号の入力並びに電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととします。

（注1）上記の改正は、令和5年1月1日以後に行う申請等について適用します。

（注2）上記の改正と併せて、e-Tax による手続の簡素化・合理化、GビズID（法人共通認証基盤）を活用した申請等、スマートフォンを使用して上記の本人確認の措置を行うことを可能とする等、申告利便等の更なる向上に取り組みます。（大綱 88 項）

マイナンバーカードを利用したe-Taxの利便性の向上（案）

【現行】

マイナンバーカードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合には、e-Taxのログイン時に「利用者証明用電子証明書のPW」を入力して、その申請等のデータに電子署名等（「署名用電子証明書のPW」の入力）を付して送信しなければならないこととされている。

【見直し案】

事前登録としてマイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書」及び「署名用電子証明書」を用いて電子署名等の送信（番号法上の本人確認）をした者が、マイナンバーカードを利用してe-Taxにより申請等を行う場合には、電子署名等の送信（「署名用電子証明書のPW」の入力）を要しないこととする（令和5年1月1日以後に行う申請等について適用）。

	利用者証明用電子証明書のPW	e-TaxのID・PW	電子署名等 （署名用電子証明書のPW） （電子署名等の事前登録をした場合） ○ ⇒ ×
マイナンバーカード方式	○	×	○ ⇒ ×
ID・PW方式	—	○	×

【電子署名等を登録済みの者がマイナンバーカードを利用してe-Taxで行う申請等のイメージ】



（注1）国税庁のサーバ署名により、申請等における改ざん防止措置を運用上講ずる。

（注2）e-Taxの手続を簡素化する等の観点から、①マイページ経由の申請等、②GビズID（法人・個人事業主向け共通認証システム）を用いた申請等、③スマートフォンによる事前登録としての電子署名等の送信を可能とするなど、申告利便等の更なる向上に取り組む。

【見直し案】
電子署名等の送信（署名用電子証明書のPWの入力）は不要

(7) タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備（大綱 P90 ～）

・国税関係書類に係るスキャナ保存制度

及び

電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引。以下同。）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件について、

・その付与期間内に

・国税関係書類に係る電磁的記録

又は

・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプ（現行：一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ）を付すこととします。

(注1)

上記の改正は、令和4年4月1日以後に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用します。

(注2) 令和4年4月1日から令和5年7月29日までの間に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録のタイムスタンプ要件について、従前どおり上記の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すことを可能とする経過措置を講じます。

タイムスタンプの国による認定制度

- 2020年3月より、「タイムスタンプ認定制度に関する検討会(座長:立教大学法学部教授東條吉純)」を開催し、国際動向も踏まえつつ、国としての認定の仕組みを検討。
- 2020年12月、「タイムスタンプ認定制度に関する検討会取りまとめ(案)」と、本案を踏まえた告示として「時刻認証業務の認定に関する規程(案)」を公表し、意見募集を実施。2021年4月1日に公布・施行(指定調査機関の関係のみ)。
- 2021年6月24日に指定調査機関として一般財団法人日本データ通信協会を指定、同年7月30日に当該規程の認定部分について施行、認定の受付を開始。

タイムスタンプの国による認定制度(総務省告示)の概要

- ・ 電子データがある時点に存在していたこと及び当該電子データがその時点から改ざんされていないことを証明する情報である「タイムスタンプ」を、電子データに係る情報に付与する役務を提供する業務を「時刻認証業務」とする。
- ・ 時刻認証業務の中で、確実かつ安定的にタイムスタンプを発行するための要件を満たすものを、「認定時刻認証業務」とする。

認定要件のポイント(抜粋)

- デジタル署名方式を用いること。
- 時刻源は国立研究開発法人情報通信研究機構のUTC(NICT)とすること。
- 発行する(した)タイムスタンプと当該時刻源との時刻差が1秒以内となるよう、時刻の品質を管理及び証明する措置を講じること。
- タイムスタンプは十分な安全性を有する暗号技術や装置等を用いて生成・管理すること。

認定制度の仕組み



(8) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備 (大綱 P90 ~)

・ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、

・ 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に

・ 申告所得税

及び

・ 法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、

・ 納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて

・ やむを得ない事情があると認め、(→今後のFAQ留意)

かつ、

・ 当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限り)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、

・ その保存要件にかかわらず、

・ その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講じます。